

岐阜大学工学部寄附金謝礼広告掲載要項

平成30年5月9日
工学部長 裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、岐阜大学寄附金受入細則（以下「受入細則」という。）第4条の規定により、岐阜大学工学部（以下「本学部」という。）への受入れが決定した寄附金の寄附者に対する謝礼として実施する本学部所有の資産を用いた広告（以下「寄附広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附広告の掲載場所)

第2条 寄附広告の掲載場所は、本学部建物内のフロア及び階段とする。

(寄附者の募集)

第3条 寄附広告の掲載募集は、工学部長が必要と認めた方法により行う。

(寄附広告の掲載申込み)

第4条 寄附広告の掲載申込みをしようとする者（以下「寄附広告掲載申込者」という。）は、受入細則第3条に定める寄附申込書とあわせて寄附広告掲載申請書（別紙様式1）を工学部長に提出するものとする。

(寄附者の審議)

第5条 工学部長は、前条の申込みがあり、かつ、受入細則に基づく受入が決定されたときは、工学部運営会議に寄附広告の掲載の可否を諮るものとする。

2 工学部運営会議では、次条各号に定める観点を踏まえ、審査を行う。

(寄附広告の範囲)

第6条 寄附広告は、本学部の業務運営に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとし、次の各号のいずれかに該当する場合には行わない。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 三 政治性のあるもの
- 四 宗教性のあるもの
- 五 就職、採用等に関する情報であるもの
- 六 社会問題についての主義主張があるもの
- 七 美観風致を害するおそれがあるもの
- 八 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- 九 その他掲載する広告として不相当であると工学部長が認めるもの

(寄附広告の掲載決定)

第7条 工学部長は、第5条の規定により寄附広告の掲載を決定したときは、寄附広告掲載決定通知書（別紙様式2）により、寄附広告掲載申込者に通知するものとする。

(損害賠償等)

第8条 寄附広告に掲載した広告の内容が反社会的行為等により、本学部に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を寄附広告掲載申込者に賠償させるものとする。

(免責)

第9条 掲載した広告の内容に関する苦情等の紛争については、寄附広告掲載申込者の責任において解決することとし、本学部はその責任を負わないものとする。

(寄附広告の掲載決定取消し)

第10条 工学部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附広告の掲載決定取消しをすることができる。

一 虚偽の内容により、申込みをしたとき

二 前号に掲げるもののほか、不適切と工学部長が認めるとき

2 前項の規定により寄附広告の掲載決定取消しをした場合においては、工学部長は当該寄附広告掲載申込者に対し、その賠償の責めを負わない。

(協議)

第11条 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、寄附広告掲載申込者と本学部が協議し、決定する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、寄附広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年5月9日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年5月27日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年12月15日から実施する。

別紙様式1（第4条関係）

令和 年 月 日

岐阜大学工学部長 殿

法人等名
住 所
代表者名

寄 附 広 告 掲 載 申 請 書

岐阜大学工学部寄附金謝礼広告掲載要項第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

希望する広告掲載の期間：令和 年 月 ～ 令和 年 月

※掲載を希望する広告内容を添付願います。

別紙様式2（第7条関係）

令和 年 月 日

（法人等名） 殿

岐阜大学工学部長

寄 附 広 告 掲 載 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付で申請のありました寄附広告掲載申請書について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分 掲載する 掲載しない

掲 載 期 間 令和 年 月 ～ 令和 年 月

掲 載 内 容 別添のとおり